

## 秋選管告示第10号

平成29年4月9日執行予定の秋田県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録の基準日、登録日及び縦覧期間を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成29年2月28日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹 田 勝 美

- 1 基準日 平成29年3月30日（年齢については、同年4月9日）
- 2 登録日 平成29年3月30日
- 3 縦覧期間 平成29年3月31日